

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成26年6月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

平成26年6月10日

東京都監査委員	高橋かずみ
同	野上純子
同	友渕宗治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第1 報告の内容

1 平成23年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
環境局	2
(2) 財団法人東京都環境整備公社の経営管理について	
環境局	22

第1 報告の内容

平成23年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	環境局	32	32	0	0
財団法人東京都環境整備公社の経営管理について	環境局	30	30	0	0
合 計		62	62	0	0

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (27)	単価契約における諸経費の積算方法について	<p>平成22年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託の省エネ診断支援業務等は、単価契約方式を採用しているが、積算方法の違いによって諸経費に大きな乖離が生じる場合がある。</p> <p>想定回数に極端な変動がないと予想され、予定金額が1億円を超えるなどの高額な契約の場合には、例えば、直接人件費に想定回数を乗じた額に対応する諸経費率を適用するなど諸経費の積算をより実態にあったものとしていく必要がある。</p>	<p>平成25年度の契約については、1件ごとの直接人件費に応じた諸経費率(87.8%)ではなく、直接人件費に想定件数400件を乗じた額に対応する諸経費率(47.7%)を適用して積算した。</p> <p>平成26年度の契約についても、直接人件費に想定件数200件を乗じた額に対応する諸経費率(52.0%)を適用して積算した。</p>	改善済
意見	1-2 (29)	東京都家庭の省エネ診断員制度について	<p>省エネ診断員は84名(平成22年度末)、省エネ診断件数は203件(同年度)であり、診断員1人当たり年間2件強の実施状況である。</p> <p>また、平成22年度の予算執行率は44.5%となっている。</p> <p>本制度を契機とした「節電アドバイザー事業」の成果を踏まえ、エネルギー事業者をはじめとした様々な主体の自発的な取組を促すために、様々な主体との役割分担を含め、本事業の今後の展開について、検討を行う必要があると考える。</p>	<p>統括団体との意見交換(平成25年3月実施)結果等を踏まえ、平成25年度からは、「省エネ診断員制度」と「節電アドバイザー事業」を統合し、「省エネアドバイザー事業」として実施することとした。</p> <p>具体的には、節電(ピークカット)のみならず家庭の省エネ対策を普及する事業として、「省エネアドバイザー」を養成・認定し、これまでの「節電アドバイザー事業」と同様に、統括団体が実施する点検業務の機会等を活用した各戸訪問やイベント等への講師派遣を実施する。</p> <p>また、詳細な省エネ診断の依頼があった際に、より具体的かつ詳細な提案ができるよう、「省エネアドバイザー」の中で、より専門的な知識を有するものを「省エネ診断員」として認定し、個別訪問による具体的な省エネ対策等の紹介事業を実施していく。</p> <p>平成25年度は、約4,200人の省エネアドバイザーを養成し、約3万件の各戸訪問を行った。</p> <p>今後は、区市町村との連携についても、環境担当課長会などの情報連携の場を活用し、域内での事業の周知や区市町村が実施する家庭向け省エネ対策で省エネアドバイザーの活用を依頼するなどの連携を強化していく。</p> <p>また、今回整理統合した事業を着実に運営していくとともに、家庭向けの新たな節電メニュー(料金体系)を模索する東京電力の業務改革の方向性等も把握しながら、家庭向けの省エネ対策推進に向けた更なる効果的な手法の検討に向けて、区市町村の担当者や統括団体等との意見交換を行っていく。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況																				
意見	1-3 (32)	エコ金融プロジェクトの見直しについて	<p>エコ金融プロジェクトにおける平成22年度の金融商品の取扱実績について、定期預金は目標を達成しているものの、住宅ローン、自動車ローン及びリースは目標を大きく下回っている。また、財源となる信託財産の運用益は全て使用されておらず、十分に活用できていない。</p> <p>既存の金融商品の年間目標、取扱方法を見直し、新しい金融商品の開発、優遇措置を魅力あるものへ見直すなど、信託財産の運用益を有効に活用されたい。</p>	<p>平成24年5月以降、中核金融機関を中心として参加金融機関がそれぞれ計画的に改善策を実施し、同年10月には、都として、各金融機関との個別ヒアリングを実施し、改善状況を確認した上で更なる改善策に関するアドバイスをを行った。</p> <p>金融商品スキームの改善については、リース対象品目を太陽光発電、省エネ産業機械等に拡大し、また、需要のある商品への年間目標額の増額については、西武信金（定期預金）、三井住友銀行（住宅ローン）について目標額を増額し、平成24年4～9月期は販売方法の改善もあって目標額を達成した。</p> <p>金融商品の販売方法の改善については、金融機関によるチラシ・折込広告等による周知を徹底し、三井住友銀行（住宅ローン）マンション販売会場で立看板を設置し、住宅ローン相談者に本プロジェクトの説明を実施した。西武信金（自動車ローン）については、西武信金HPの改良、地域タウン誌への広告掲載を実施した。また、適用対象を中古車にまで拡大した。西武信金（定期預金）については、西武信金HPの改良、寄付先のNPOの会報・HP等に広告掲載を依頼した。都民銀行（定期預金）については、寄付先のNPOのイベントでPRを実施した。都民銀行（住宅ローン）については、大手ディベロッパーにPRを依頼した。なお、東京都においても、環境局HPのトップで本プロジェクトの紹介を実施した。</p> <p>その結果、平成24年度実績は下記のとおりとなり、運用益を大きく上回る使用実績となった。</p> <p>【平成24年度実績（内は平成23年度）】※リース費用の2%相当</p> <p>1 エコ金融商品</p> <p>(1)住宅ローン 三井住友銀行：701件（373件）、 東京都民銀行：35件（29件）</p> <p>(2)定期預金 西武信金：目標60億円（30億円）</p> <p>(3)リース 三井住友F&L：17,726千円（2,583千円）※</p> <p>(4)エコカー 西武信金：22件（3件）</p> <p>2 運用益残高（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="992 1289 1657 1449"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>運用益</th> <th>使用額</th> <th>繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年10月～平成22年3月</td> <td>15,849</td> <td>3,584</td> <td>12,265</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月～平成23年3月</td> <td>38,540</td> <td>32,707</td> <td>18,098</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月～平成24年3月</td> <td>38,540</td> <td>24,327</td> <td>32,311</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月～平成25年3月</td> <td>38,536</td> <td>48,140</td> <td>22,707</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	運用益	使用額	繰越額	平成21年10月～平成22年3月	15,849	3,584	12,265	平成22年4月～平成23年3月	38,540	32,707	18,098	平成23年4月～平成24年3月	38,540	24,327	32,311	平成24年4月～平成25年3月	38,536	48,140	22,707	改善済
期 間	運用益	使用額	繰越額																						
平成21年10月～平成22年3月	15,849	3,584	12,265																						
平成22年4月～平成23年3月	38,540	32,707	18,098																						
平成23年4月～平成24年3月	38,540	24,327	32,311																						
平成24年4月～平成25年3月	38,536	48,140	22,707																						

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況												
意見	1-4 (34)	光化学スモッグ緊急時発令の伝達手段について	<p>都が行う光化学スモッグ緊急時発令について、その伝達はインターネットファクシミリを使用しているが、ほかに伝達手段としては電子メールが考えられる。</p> <p>それぞれのメリットを活かし、費用を抑えつつ、例えば警報・重大警報の場合には伝達の確認作業を行うなど、より確実な発令業務を推進されたい。</p>	<p>「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱」に定める燃料使用量削減計画の提出依頼に併せ、警報・重大警報を受信した際には、「光化学スモッグ情報（警報・重大緊急報発令時）受信確認票」を速やかに返送すること、及び、電子メールによる情報発信サービスへの登録案内を削減計画対象事業所（協力工場）の全てに通知した。（平成26年2月5日）</p> <p>また、区市町村に対しても同様に通知した。（平成26年4月1日）</p> <p>平成25年度結果</p> <table border="0"> <tr> <td>学校情報</td> <td>28</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>11</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>17</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>警報・重大緊急報</td> <td>0</td> <td>件</td> </tr> </table> <p>（結果、受信確認が必要な事態には至らなかった。）</p> <p>平成25年度結果</p> <p>メール配信サービス登録者数9,130名</p>	学校情報	28	件	予報	11	件	注意報	17	件	警報・重大緊急報	0	件	改善済
学校情報	28	件															
予報	11	件															
注意報	17	件															
警報・重大緊急報	0	件															
意見	1-5 (37)	PM2.5の削減対策について	<p>都内を浮遊するPM2.5のうち、都外から流入したものが全体の約53%を占めている。また、都は九都県市の中でも技術的に進んだノウハウを有している。</p> <p>PM2.5に関する都の研究成果を効果的に活用し、都内のPM2.5濃度の低減を進めるために、近隣自治体との連携の実効性を一層高められたい。</p>	<p>平成24年6月1日に近隣自治体と連絡会を設置し、平成24年度は4回、平成25年度は5回連絡会を開催し、都の検討会報告書の内容や各自治体の取組事例を情報共有した。</p> <p>環境科学研究所の研究結果等ではPM2.5の二次生成の原因物質の1つとなっている揮発性有機化合物（VOC）の夏季対策が重要であることから、平成24年度は、直ちに実施可能な取組として、各自治体のHP上で事業者に対して夏季のVOC排出削減・排出抑制を呼びかけた。平成25年度は、「近隣自治体と連携した夏季のVOC対策の実施」について5月28日に各自治体と同時に報道発表を行うなど拡充した取組を行っている。</p> <p>また、都は平成25年度にPM2.5低減が進んだ欧米等の事例及び情報の少ないアジアの実態を調査した。その結果を連絡会で情報共有し、今後の対策の検討に資する予定である。</p>	改善済												

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (39)	リスクコミュニケーション推進地域モデル事業について	<p>平成22年度内に事業を終了し、取りまとめを予定していたリスクコミュニケーション推進地域モデル事業は、東日本大震災の対応等により公表が遅れている。</p> <p>早急に本事業の取りまとめを行い、成果の公表、普及していくことが必要である。</p>	<p>これまでの取りまとめ結果を、引き続きホームページにおいて公表している。</p> <p>平成25年3月5日に環境コミュニケーション推進セミナーを開催した。開催に当たっては、環境局ホームページにおいて広く一般に広報し、セミナーへの出席を呼び掛けた。また、区市町村においても積極的に環境コミュニケーションに取り組んでもらうため、区市町村に対して担当者の出席を依頼した。(併せて163名参加)</p> <p>セミナー開催後、速やかに同ホームページに講演内容をアップし、環境コミュニケーションを周知した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6 (42)	東京都公害防止管理者の選任状況の改善について	<p>東京都公害防止管理者について、一種と比較して二種の選任率が低く、特に区部及び島しょが低い。権限が区市に移譲されているため、都は選任率の向上に関する直接の指導は行っていないが、講習会の開催案内を送付するなど向上に向けた側面的な取組を行っている。</p> <p>引き続き、東京都公害防止管理者の選任率の向上に向け、更なる取組を行われたい。</p>	<p>平成25年度についても引き続き、未選任の全工場に対して、資格取得のための講習会の開催案内を5月8日に送付した。また、講習会の開催前を捉えて、5月に区市の環境主管課長会において、選任率の更なる向上に向けた取組を依頼した。</p> <p>指摘を受けた平成22年度末（平成23年3月31日）と平成26年3月31日時点と比較すると、区部一種を除く全てで選任率の改善がみられた。</p> <p>1 平成25年度実施 (1) 未選任工場への開催案内・・・5月8日送付 (2) 環境主管課長会での依頼・・・ 区部：5月20日、市部：5月10日</p> <p>2 選任率の比較（H23.3.31→H26.3.31）単位：％ (1) 区部 ア 一種・・・99.4→98.7 イ 二種・・・78.6→80.8 ウ 計・・・80.0→82.1 (2) 市及び多摩地域の町村部 ア 一種・・・97.9→98.0 イ 二種・・・90.8→91.7 ウ 計・・・92.5→93.4 (3) 島しょ部 ア 一種・・・87.0→91.3 イ 二種・・・72.7→87.5 ウ 計・・・78.6→89.1</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (44)	公害防止 管理者の 講習料金 について	<p>公害防止管理者の講習料金の算定方法について、標準的な事務処理時間のうち、テキスト編集・修了テスト問題作成等について、1件あたり30分として算定しているが、根拠が明確でない。</p> <p>ついては、「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」における講習料金算定のための原価計算について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる1件あたりの所要時間を表記する必要がある。</p>	<p>前回、平成23年度に実施した「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」では、講習料金算定の原価計算について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる1件あたりの所要時間を表記し、24年度予算の手数料算定に反映した。</p> <p>平成25年度は、26年度予算の手数料算定を行い、前回と同様に適正に表記した。</p>	改善済
指摘	1-3 (47)	東京都公 害防止資 金貸付金 の債権管 理について	<p>東京都公害防止資金貸付金の債権管理においては所在調査・財産調査の状況が債権管理台帳に記載されていない箇所が見受けられる。</p> <p>債権管理をより効果的に行い、貸付金の回収を促進していくためには、債務者への所在調査・財産調査の状況を適時かつ正確に債権管理台帳に記載し、債務者との交渉の過程・経過等を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>平成24年度以降債権管理マニュアルに基づき、交渉記録をその都度正確に記載している。</p> <p>その交渉記録を記載した債権管理台帳については、半年に1回所属長が内容を確認している。</p> <p>平成26年3月末までの状況については、3月31日に所属長の確認を受けた。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (48)	東京都公害防止資金貸付金の不納欠損処理について	<p>東京都公害防止資金貸付金の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人とも破産、あるいは所在不明等の状況が長期間続いているが、相当期間不納欠損処理が行われていない貸付金がある。</p> <p>不納欠損処理しなければ、回収可能な債権と同様に貸付金として貸借対照表に計上されることとなり、不適切である。</p> <p>可能な限り速やかに不納欠損処理を行う必要があると考える。</p>	<p>平成24年5月～ 回収状況に応じ、優先順位をつけて、法務局で戸籍情報を取得、未払者宅への訪問督促、債務者との面会及び電話による返済交渉を順次実施した。</p> <p>24年11月 回収困難な債権4件について、不納欠損処理に向けて調査及び処理の手続を開始した。</p> <p>25年3月 滞納者に対し文書による催告を実施した。</p> <p>25年3月 上記4件のうち、消滅時効完成の1件を除く3件について、私債権の放棄を財務局・主税局へ協議依頼した。</p> <p>25年3月 3件について私債権の放棄を決定した。</p> <p>25年3月 消滅時効完成の1件及び私債権放棄した3件について、不納欠損処理を財務局へ協議依頼した。</p> <p>25年3月 不納欠損処理の協議を終了した。</p> <p>25年5月 上記4件について不納欠損処理を行った。</p> <p>25年5月～ 回収困難な債権について、25年度以降の不納欠損処理に向けて、調査を実施し処理を進めた。</p> <p>25年12月 25年度放棄予定私債権関係書類を財務局・主税局へ提出した。</p> <p>26年1月 財務局・主税局による放棄予定私債権に関するヒアリングにおいて説明を行った。</p> <p>26年3月 回収困難な債権2件について、私債権放棄を決定した。</p> <p>26年3月 消滅時効完成の2件及び私債権放棄した2件について、不納欠損処理を財務局へ協議依頼し終了した。</p> <p>26年5月 上記4件について、不納欠損処理予定。</p> <p>26年5月～ 回収困難な債権について、26年度以降の不納欠損処理に向けて、調査を実施し処理を進める。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-8 (51)	自動車関連の補助金について	<p>次世代自動車に対する導入補助制度の構築に当たっては、実効性を確保する観点から、補助条件等を見直すなど、次世代自動車の本格的普及につながる制度として実施されたい。</p> <p>なお、CNGバスやCNGスタンドのように補助実績のないものは検証を行い、補助の可否を含めた見直しを行われたい。</p>	<p>1 措置状況</p> <p>(1)EV・pHV補助金のほか、他の補助金についても申請書の提出を郵送でも可能とし、手続の簡素化を図った。また、チラシを作成しディーラーに配付するとともに、補助制度について業界誌への掲載を依頼した。</p> <p>(2)CNGスタンド補助については、市長会、トラック関係団体、廃棄物関係団体等に説明を行い、平成24年度をもって廃止した。</p> <p>2 今後</p> <p>EV・pHVの補助金申請数の平成25年度実績は、199件である。なお、当該補助金は平成25年度で終了し、26年度から都市エネルギー部において、分散型電源として活用可能な次世代自動車 (EV・pHV)に限定し、補助金制度を開始する。</p>	改善済
意見	1-9 (53)	カーシェアリングモデル事業について	<p>カーシェアリングモデル事業におけるカーシェアリングの利用状況は、多摩環境事業所の利用は4か月の期間中23回、一般の利用は期間中8回だった。</p> <p>モデル事業を効果的なものとするため、事業期間中に利用状況を把握し、利用が少ないことが判明した場合には、更なる利用を促す必要がある。</p> <p>今後、モデル事業を実施する際には、実施期間の長さなどの想定される課題を整理して実施する必要があると考える。</p>	<p>1 措置状況</p> <p>平成24年7月31日付事務連絡「モデル事業実施の際の留意点について」により、部内に、モデル事業実施の際の課題の整理、確認や課題の抽出と速やかな対応など、事業の適切な執行と進行管理の徹底を周知した。</p> <p>2 今後</p> <p>今後実施する場合には、想定される課題を整理、確認して実施するとともに、実施後においても、課題を抽出し、課題解決に向けた対応を行うなど適宜進行管理を行う。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-4 (55)	自然公園施設の管理運営に係る協定書について	<p>都は山のふるさと村及び海のふるさと村の指定管理者に地元自治体を選定し管理運営を行っている。</p> <p>基本協定書に基づく建物の使用承認について、自主事業に係る建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務に係る使用承認が明確に区分されておらず、収支を明確化する観点からは問題がある。</p> <p>基本協定書において、自主事業の規定を明文化するとともに、自主事業としての建物の使用承認と管理運営業務としての建物の使用承認とを区分して行う必要がある。</p>	<p>1 基本協定における自主事業の規定の追加 山のふるさと村及び海のふるさと村の基本協定において、自主事業の規定を明文化した。基本協定は、平成24年4月1日付けで各指定管理者との間で締結した。</p> <p>なお、管理運営業務に係る建物の使用承認（基本協定第7条）については、これまでと同様明記している。</p> <p>2 自主事業に係る建物の使用承認 基本協定に基づき、自主事業を行う指定管理者から事業計画書の提出を受け、自主事業の内容及びそれに係る建物の使用についての承認を平成24年4月に行った。</p> <p>なお、平成25年度から、将来にわたる利用者の便益確保を図るため、管理運営業務と位置付け、指定管理者に建物の使用承認を行っている。</p>	改善済
意見	1-10 (59)	森林再生事業について	<p>森林再生事業が開始されてから9年が経過するが、累計間伐実績は対象の29%に留まっている。また、平成18年度以降の実施面積は減少している。</p> <p>都は事業管理者として、多摩地域の森林の現状を把握し、市町村との情報交換をより密にして、具体的な事業計画を10年程度の中期中で策定し、その達成のために、具体的な実施エリアの想定など短期の計画を立てた上で、調整をより密にして、事業の進捗や予算を適切に管理していくことが望まれる。</p>	<p>1 中期計画の策定 事業を着実に推進することで、長期的に森林を良い状態に保てるよう、森林再生事業を優先して実施すべきエリアや事業量について精査し、三期10年の事業計画（中期計画）を24年10月に策定した。</p> <p>2 市町村との情報共有 市町村担当者がより効果的、効率的に対応できるよう連携策を強化した。</p> <p>(1) 森林所有者との交渉から協定締結まで統一的な対応を進めるため、事例集を作成し、平成24年8月に市町村へ提供した。</p> <p>(2) 産業労働局から森林の情報提供を受け、事業を実施すべき森林を明確化した。（平成24年9月）</p> <p>また、効率的な交渉に役立ててもらえるよう情報を整理し、市町村に提供した。（平成24年11月）</p> <p>(3) 権利関係が複雑で課題となっていた案件（共有林や代理人等）の協定締結について、法律実務研修により法的問題点を整理し、平成24年8月と25年3月に市町村へ解決方法を提示した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
				<p>(4) 協定締結に向けた森林所有者との交渉状況について、市町村から毎月報告を受けるとともに、平成24年度中に市町村等の担当者と43回打合せをし、情報の共有と現場の課題を抽出し検討した。</p> <p>3 事業のPR 森林所有者及びその家族等への事業の浸透を図るため、様々な普及啓発策を強化した。</p> <p>(1) 奥多摩町（平成24年5月、25年5月）、日の出町（平成25年5月）、青梅市御岳地区（平成25年6月）の森林所有者の多い山林地域の自治会等において事業紹介を行った。また、青梅市黒沢地区と梅郷地区の自治会でも、平成25年8月に実施した。</p> <p>(2) 山林地域に位置する檜原村（平成24年8月）、奥多摩町（平成24年10月）のお祭り等において、ブースを設けて事業の紹介や相談会を行った。平成25年度も、檜原村（8月）のお祭り等でブースを設けて事業の紹介等を実施した。（なお、奥多摩町においても事業の紹介等を実施する予定であったが、台風によりお祭りが中止となったため実施できなかった。）</p> <p>(3) 共有林における協定締結を促進するため、共有林の所有者（約1200件）に対して、平成25年2月に事業への協力と代表者選定の依頼について文書を送付した。</p> <p>(4) 事業PR用の新しいパンフレットを平成25年3月に作成し、市町村のほか森林組合、関係自治会等に配付した。</p> <p>4 進捗状況 (1) これらの取組の結果、平成24年度は約567haの間伐事業を実施した。平成23年度に比べ約127ha増となるとともに、19年度以来、5年ぶりに500haを上回ることができた。</p> <p>(2) 平成26年3月末時点（12ヵ月間）で、約489haが実施済みである。</p>	

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-11 (61)	外来生物対策事業の更なる実施について	<p>都は特定外来生物について駆除などの対策を進めているが、キョンに関しては大島町内の防除対策を実施しているにもかかわらず、平成23年度の生息数は平成19年より増加している。</p> <p>都は、キョンの生態や生息実態を踏まえ、引続き、効果的・効率的な捕獲手法を検討し、外来生物対策事業の更なる実施に努められたい。</p>	<p>1 1,000頭捕獲目標達成に向けた対策</p> <p>(1) ワナの中でも捕獲効率の高い張り網の設置を増やすなど、各ワナによる捕獲を着実に実施している。(平成23年度：753頭捕獲、平成24年度：827頭捕獲、平成25年度：700頭捕獲)</p> <p>(2) 1,000頭捕獲に向け、囲いワナを設置しキョンを追い込み捕獲するなど、更なる対策を推進していく。(平成24年度(秋・実施)：2,000m、平成25年度(秋・実施)：1,720m)</p> <p>(3) 首くくりワナや箱ワナ等について、更に捕獲効率を上げるため、実務関係者向けに知識取得、捕獲技術向上のための講習会を開催した。(平成25年3月6日～8日)</p> <p>2 根絶に向けた計画の見直し</p> <p>(1) 捕獲効率を高め、根絶に向けて着実にキョンを捕獲していくため、有識者による「特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会」を設置し、課題の整理を行った。(平成24年度：第1回/平成24年8月7日、第2回/平成25年2月15日、平成25年度：第1回/平成25年6月14日、第2回/平成25年12月19日、第3回/平成26年3月4日)</p> <p>(2) 平成25年度に防除事業計画を見直し、根絶に向けた効果的・効率的な防除事業を推進する。</p>	改善済
指摘	1-5 (63)	廃棄物再生事業者からの実績報告について	<p>再生事業者としての登録を受けた者は、廃棄物再生事業報告書を都に提出することが求められているが、平成21、22年度の報告件数は0件である。</p> <p>廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物処理業者と違い更新制度がないため、実績報告書により事業者の事業状況を把握する重要な手続であることから、廃棄物再生実績報告書のチェック体制を強化し、未提出事業者の解消に努める必要がある。</p>	<p>1 実績報告未提出者への措置等の状況</p> <p>(1) 平成25年3月31日現在、283件中、268件の報告等を受領した。 未提出者15件(5%)については平成25年度提出対象者とし、事務引継ぎを行った。</p> <p>(2) 平成24年3月に報告書提出の手順書及びスケジュールを作成し、係内で手順書による引継ぎを行った。(平成25年4月4日)</p> <p>(3) 廃棄物再生事業者の登録に関する要綱を改正した。(平成25年6月28日)</p> <p>以下のとおりとし、登録業者の事業状況を確認する方法を改めた。</p> <p>ア 登録業者は、毎年報告書を提出することとした。ただし、添付書類を不要とした。</p> <p>イ 登録業者のうち、産業廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者は、別の報告制度で事業状況を確認できることから提出免除とした。</p> <p>(4) 「廃棄物再生事業者登録の手引」の改訂を行い、平成25年11月中に全登録事業者に発送して周知を図った。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-12 (65)	医療廃棄物処理推進事業及び医療廃棄物追跡事業について	<p>医療廃棄物処理推進事業は、都内診療所数約25,000所に対して目標は5,000所、参加診療所数は1,209所で利用率4.8%、医療廃棄物追跡事業は都内病院約660病院に対して目標660病院、参加49病院で利用率7.5%と利用率が低い。診療所・病院等に対して医療廃棄物の追跡システムの導入の徹底や、廃棄物収集運搬業者に対して利用を促す方策を検討する必要がある。</p>	<p>東京都医師会や東京産業廃棄物協会、東京都環境公社との意見交換を踏まえ、今後の医療廃棄物については、電子マニフェストと第三者評価制度の認定業者の組み合わせにより処理するという方向性を決め、この新たな仕組みへの移行のため、以下の取組を行った。</p> <p>◇平成24年11月 東京都医師会会長あてに「電子マニフェストと第三者評価制度の認定業者の活用による医療廃棄物の適正処理について」（平成24年11月12日付24環産第553号）の文書を発出し、都医師会全会員に対し、新たな仕組みによる適正処理を周知するよう働きかけた。</p> <p>◇平成24年12月 都医師会は理事会において、この通知文に基づき、方針を決定した。また、同日、都は地区医師会医療廃棄物担当理事連絡会において、新たな仕組みについて説明をした。</p> <p>◇平成25年1月～3月 都は都医師会及び東京都環境公社と連携し、各地区医師会等において、新たな仕組みの普及に向けた説明会を17回実施した。</p> <p>◇平成25年4月1日 新たな仕組みへの移行を実施した。</p> <p>◇平成25年4月以降 地区医師会への説明会を4回開催するとともに、医師会から各地区医師会への再周知を実施した。 東京都病院協会事務局と打合せを行い、新たな仕組みについての周知・普及を実施していくこととした。 今後とも、都医師会、都病院協会、東京都環境公社等と連携し、新たな仕組みの周知・普及を図っていく。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (69)	特別区及び東京二十三区一部事務組合に対する最終処分委託料について	<p>特別区及び一部事務組合との間の最終処分委託料は、算定対象経費に考慮すべき減価償却費約27億円が入っていなかった。</p> <p>最終処分委託料の都区間協議において算定対象とする経費にはすべての減価償却費を含めるなど、中小企業者に対する手数料の算定対象経費と整合性を持たせることが望まれる。</p> <p>費目の見直しを含め、廃棄物の埋立処分の歳入、歳出の乖離の解消に向けて、関係局と検討されたい。</p>	<p>平成23年度決算に基づく、最終処分委託料について算定した。</p> <p>算定結果及び料金算定の対象となる費目の見直しを含めた最終処分委託料の設定について、環境政策部環境政策課・経理課と調整を行った。(平成24年12月)</p> <p>局内調整の結果を踏まえ、総務局(平成25年1月:1回、3月:1回、6月:2回)、財務局(平成25年2月:1回、3月:1回、5月:1回)と調整を行った。</p> <p>検討の結果、「収集・運搬、処理については特別区(又は清掃一部事務組合)、処分については都が行うという『都と区の役割分担』は、清掃事業移管以降現在まで変化がないことから、最終処分委託料の算定対象経費についても、現行の算定対象項目を継続することが妥当」との結論に達した。</p> <p>今後、歳入・歳出の乖離が生じた場合は、都区でルール化した4年ごとの協議の場で、直近の決算値に基づき適切に対応していく。</p> <p>また、今後、都と特別区の役割分担に変化が生じた場合は、最終処分委託料の算定対象費目の見直しを含め、特別区と協議を行っていく。</p>	改善済
意見	1-14 (71)	東京都環境科学研究所の施設管理について	<p>東京都環境科学研究所の建物、備品類には適切な修繕が必要であるが、経年により今後補修費用の増大が予想される。</p> <p>一方で、費用の最小化を図る必要もあり、ファシリティ・マネジメントが欠かせないものと考えられる。</p> <p>建物、備品類は老朽化により更新の時期を迎え、また、維持費用の増加が見込まれるが、その際には計画的な更新を図られたい。</p>	<p>備品類の使用状況及び劣化状況を確認し、更新の優先順位を定めて平成25年3月に備品更新計画を策定した。</p> <p>建物については、改修する場合に必要な対応について調査を実施し、調査結果については平成25年3月に取りまとめた。</p> <p>今後、適切な時期に必要な経費を予算要求し、更新を実施していく。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-6 (75)	環境局情報処理規程の改定について	<p>環境局電子情報処理規程は、現行の情報システム形態には対応していない。</p> <p>システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき基準が適宜改定されず、情報システムの実態と乖離しているような状況であれば、情報システム全体の品質と効率性に悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>環境局電子情報処理規程を早急に見直し、現行の情報システムに対応させるよう検討されたい。</p>	<p>局内のシステムの運用管理を効率的かつ計画的に行い、環境局内システムの最適化等を推進するため、現行の情報システムの実態に合わせ、平成24年10月に環境局電子情報処理規程を改定した。</p>	改善済
指摘	1-7 (77)	環境局セキュリティ実施基準の改定について	<p>環境局セキュリティ実施基準は平成14年8月の策定後、現在まで一度の改定もなされていない。</p> <p>都においては、平成19年度にセキュリティ対策基準を全面改正しており、局のセキュリティ実施基準は都の基準と整合が取れていない所がある。</p> <p>新しい情報セキュリティリスクも考慮に入れ、出来るだけ早期に対応されたい。また、都の規程の改正があった場合には、それと整合性が取れるように適宜見直しを行われたい。</p>	<p>平成24年7月に、局内の全システムについて、都の情報セキュリティ対策基準に基づいた情報セキュリティ実施手順を、当対策基準との整合を図り策定又は改正した。</p> <p>なお、それに併せてこれまでの局の情報セキュリティ実施基準は廃止した。</p> <p>今後も、都の規程改定が行われた場合には、その内容を踏まえて必要な改正を行う。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-8 (78)	環境局セキュリティ実施基準で定めるセキュリティ評価の実施について	<p>環境局セキュリティ実施基準にはセキュリティ内部評価を実施すること、セキュリティ評価結果や事故等の発生状況等を踏まえ必要に応じ実施基準の見直しを行う規定があるが、セキュリティ内部評価については実施されていない。</p> <p>毎年度、計画的に情報セキュリティに関する内部監査や自己点検を実施するとともに、その監査結果を検証し、必要に応じて環境局におけるセキュリティ規程の見直しも行われたい。</p>	<p>都の情報セキュリティ対策基準に基づき、平成24年度の情報セキュリティに関する内部監査計画を定め、平成24年10月に内部監査要員養成研修を実施のうえ、11月から本庁15システム、多摩環境事務所5システムを対象として、内部監査を実施した。</p> <p>内部監査では、実施手順に基づく運用管理が適切に行われているか、また基準に過不足がないかを確認した上で、局の情報セキュリティ委員会へ報告し、検証するとともに、必要に応じて実施手順に修正を加える等の指示を行った。</p> <p>今後も、毎年度内部監査計画を策定した上、監査を実施（平成25年度は8月に計画策定、10月及び11月に監査実施）し、その結果を検証し、必要に応じてセキュリティ実施手順の見直しを行う。</p>	改善済
意見	1-15 (81)	環境局情報システムにおける情報管理部門の役割について	<p>情報管理部門が各システムの利用部門に対して、システムの開発や運用に関する一層の技術指導、援助などを行うとともに、システム全体における調整役としての機能強化に努められたい。</p> <p>また、システム導入時期や外部支出費用の金額等の基本的な情報はシステムの規模や利用期間を把握するために必要な情報であることから、適宜把握しておくことが望まれる。</p>	<p>平成24年10月に環境局電子情報処理規程を改定し、局の電子情報処理に係る体制、局の情報化推進部門と各部の役割、局における電子情報処理事業計画の策定等を追加した。</p> <p>規程改定以降、当規程にのっとり、情報化推進部門がシステム全体の調整役として、システムに関する最新の情報収集や管理、システムの新規開発や運用管理等の中期・年度計画を定期的に把握し、平成25年4月に局における電子情報処理事業計画を策定した。</p> <p>また、日々の業務を通じて、効率性、経済性等を考慮したシステムの新規開発・改修等の電子情報処理、援助、要員の育成に関し、専門的な知識やノウハウの提供などの技術指導や一層の助言、応相談を行っている。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-9 (81)	情報管理 計画につ いて	<p>環境局で運用しているシステムは、比較的規模が小さいものも含め数多くあり、運用等コストも差がある状況だが、情報システム全体に対する情報管理計画なくして最適なシステム構築や運用管理は容易ではない。</p> <p>最適なシステム構築等のために必要な情報管理計画についても作成されていないため、早急に作成されたい。</p>	<p>平成24年10月の環境局電子情報処理規程の改定に伴い、現行の情報システムの実態に合わせ、情報管理計画に代わり、環境局電子情報処理事業計画を策定することとした。</p> <p>この環境局電子情報処理事業計画の策定に当たり、局内システムの現況調査や運用状況から抽出された課題等を整理し、局内システムの最適化の方向性について検討を行った。</p> <p>その検討結果を踏まえて、各システム所管組織が作成したシステムの新規開発や運用管理等の中期・年度計画を基にヒアリングを行い、平成25年4月に環境局電子情報処理事業計画を策定した。</p> <p>今後も、毎年度環境局電子情報処理事業計画を策定していく。</p>	改善済
指摘	1-10 (83)	ホーム ページの 管理運営 について	<p>「緑の東京募金」のホームページの内容が、検証環境において、インターネットに接続できれば閲覧可能な状態であり、正式に公開する前の内容であるため、閲覧した者に誤認させる可能性があった。</p> <p>事象発見後直ちに改善されたが、今後類似の事象を防止するよう、検証環境に対する閲覧を制限するため、パスワードを設けることや検証環境そのものをインターネットから隔離する等の措置を講ずることを改めて徹底する必要がある。</p>	<p>平成24年度から「緑の東京募金ホームページ更新及び保守委託」契約の仕様書において、検証環境にパスワードを設定する旨を明記し、閲覧制限を行っている。</p> <p>今後とも、情報管理を徹底し、適正なホームページ運営を行っていく。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-11 (83)	職員による主体的なモニタリング体制の強化について	<p>ホームページの更新作業から運用保守までを委託業者が実施する案件について、委託業者の作業内容の確認は委託業者から報告される内容での確認しか行っていなかった。</p> <p>委託業者が用意したホームページ上でのことでも、コンテンツの内容は環境局に帰すべきものであり、情報漏洩につながるような問題を早期に発見できるよう、職員による主体的なモニタリング体制を強化されたい。</p>	<p>平成24年6月に東京都環境局公式ホームページ管理運営要綱を改正し、パスワードによる非公開情報の閲覧制限などの管理について追加するとともに、外部委託によるホームページの作成等契約の仕様書に本要綱の遵守を新たに明記するよう指導を行った。</p> <p>なお、改正した要綱は、局内掲示板にも掲出し、いつでも誰でも内容を確認できるようにしている。</p> <p>要綱改正以降、公式ホームページを主管する組織への協議がなされた際に、仕様書に必要事項が盛り込まれていることの確認や指導助言を行うなど、要綱の適切な運用に努めている。</p>	改善済
意見	1-16 (86)	情報システム改修委託に係る成果物について	<p>契約件名「産業廃棄物処理業者等管理システム改修委託」については、業務仕様書上でテスト仕様書やテスト結果に関する報告書を成果物として求めておらず、当該システムの改修業務を実施することを決定した文書にその理由等を明示していなかった。</p> <p>テスト仕様書やテスト結果報告書などを成果物として求めることが望ましく、それらを求めないと判断した場合は、その旨の理由等を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>平成23年度末に、情報システムの委託案件に係る成果物の取扱いについて、原則としてテスト仕様書やテスト結果報告書を求めることとし、簡易な改修委託等でテスト仕様書等を求める必要がないと判断した場合には、その旨の理由等を実施文書の中に明記すると定め、各部・所に対して、通知を行った。</p> <p>当該文書通知以降、委託案件の情報化推進部門への協議の際に、テスト仕様書等の文書が成果物として求めているか、求めていない場合にはその理由が実施文書の中に明記されているかを確認し、当該文書の適切な運用に努めている。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-12 (87)	環境局から公社に委託された情報発信業務について	<p>産業廃棄物処理技術等高度化促進事業における情報発信業務のうち、メールマガジンの登録者が当初想定より少なかったことからメールマガジンを発行しないこととし、また、発信業務は積算上ほとんど影響しない金額であったことから、合意の上、契約金額の見直しは行わなかった。</p> <p>当初想定した仕様の内容を実施しない場合は、契約金額の変更の可否を検討し、その経緯を残すようにする必要がある。</p>	<p>平成24年4月、委託契約における適切な履行について、局内に文書で周知した。</p> <p>また、同年11月、平成24年度委託事業について、委託事業の適正な執行と進行管理の徹底について、部内に文書で周知徹底した。</p> <p>平成24年度委託事業について、履行状況を確認したところ、仕様書の内容を変更した委託契約が1件あった。仕様書の変更内容については、書面で内容を明確にし、適切に処理している（平成25年2月）ことを確認した。</p>	改善済
意見	1-17 (90)	環境局における危機管理マニュアルの改定等について	<p>「環境局危機管理マニュアル（震災編）」は、「都政のBCP<地震編>」策定後約3年間、改定がなされていない。</p> <p>「廃棄物埋立管理事務所危機管理マニュアル」は、「都政のBCP<地震編>」に対応したマニュアルにはなっていない。</p> <p>環境科学研究所については、環境局は、公社移管後は公社としての危機管理マニュアルを策定するように指導すべきであった。</p> <p>早急に「環境局危機管理マニュアル（震災編）」を改定するとともに、出先機関における危機管理マニュアルについても見直しを検討されたい。</p>	<p>平成24年3月に、「都政のBCP<地震編>」に基づき、局及び廃棄物埋立管理事務所の危機管理マニュアル（震災編）を見直した。</p> <p>また、平成24年11月に都の地域防災計画が改正され、同月中に当計画を反映した環境局危機管理マニュアル（震災編）の改定を行った。</p> <p>環境局危機管理マニュアルの改定後、平成24年12月に廃棄物対策部埋立管理事務所及び多摩環境事務所の危機管理マニュアル（震災編）の改定を行った。</p> <p>今後、「都政のBCP」の改定が行われた場合には、その見直しに合わせて局のマニュアルの改定を行う。</p> <p>（なお、公社に対し、危機管理体制の構築について適宜指導を行い、公社は、平成24年4月に危機管理に関する基本的な方針を定め、10月に危機管理マニュアル及び事業継続計画の素案を作成、12月に環境局の危機管理マニュアル（11月改定）を反映した危機管理マニュアル及び事業継続計画を策定した。）</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-18 (91)	環境局における危機管理マニュアルに係る教育・訓練の実施について	<p>「環境局危機管理マニュアル（震災編）」の見直しに伴い、環境局としてもマニュアルに沿った教育・訓練計画を策定するとともに、計画に基づく教育・訓練を実施し、必要に応じて教育・訓練の結果を受けて危機管理マニュアルを見直すなど、継続的な取組を実施されたい。</p>	<p>平成24年4月に局の防災訓練・防災研修計画を策定し、当計画に基づき、4月に転入者への研修、6月及び平成25年2月に緊急連絡訓練、業務用MCA無線機を災害時の情報連絡が欠かせない関係団体に配備し、平成25年1月及び3月に緊急通信訓練等を実施した。</p> <p>また、局の課長会を通じて全職員へマニュアルの周知徹底を図った。</p> <p>今後も、継続的な取組（平成25年度は4月に計画策定及び転入者研修、6月及び12月に緊急電話連絡訓練、6月、9月及び11月に業務用MCA無線機を利用した緊急通信訓練を実施）を行うとともに、必要に応じて教育・訓練の結果を危機管理マニュアルに反映させていく。</p>	改善済
意見	1-19 (92)	公社との危機管理体制の連携の強化について	<p>環境局として監理団体である公社に対して、災害発生時における危機管理体制を含めた全社的なリスク管理体制の構築について指導するとともに、災害発生時における事業継続について、シミュレーションや訓練を合同で実施するなど、公社と連携した危機管理体制の強化を図られたい。</p>	<p>公社に対し、危機管理体制の構築について適宜指導を行い、公社は平成24年4月に危機管理に関する基本的な方針を定め、10月に危機管理マニュアル及び事業継続計画の素案を作成し、12月に環境局の危機管理マニュアル（11月改定）を反映した危機管理マニュアル及び事業継続計画を策定した。</p> <p>また、非常時における情報連絡体制を整備するため、平成24年10月に、公社に業務用MCA無線を配備し、平成25年1月及び3月に、当無線を使用した通信訓練を行うとともに、平成24年11月に都の総合自衛消防・防災訓練に公社職員も参加するなど、公社と連携した危機管理体制の強化を図った。</p> <p>今後も、公社と連携した取組（平成25年度は6月、9月及び11月に業務用MCA無線機を利用した緊急通信訓練を実施。）を行い、危機管理体制の強化を図っていく。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-20 (95)	東京都環境基本計画における中短期的目標の設定について	<p>新たな最終処分場の確保は困難なことから、可能な限り長く現在の埋立処分場を使用できるよう、改めて都民に対してごみの減量化などの普及啓発が必要である。</p> <p>将来的なゼロエミッション社会の実現の観点からも平成27年度の基本計画の中短期的目標の達成に向け、普及啓発を着実に実施されたい。</p> <p>また、基本計画の次期改定時には、効果測定のための定量的な指標の設定を検討するとともに、ホームページや「東京の環境」において、基本計画の中短期的目標の達成状況を一覧で説明し、詳細な説明箇所の参照先を一覧に記載するなど公表の方法についても工夫されたい。</p>	<p>環境基本計画の目標設定については、次期基本計画の目標を設定する際には、可能な限り定量的な指標を検討していくとともに、基本計画目標の進捗状況については、目標に対する最新の状況を取りまとめ、環境局ホームページで公表した。</p> <p>平成24年5月に環境局ホームページ内に新たに埋立処分計画のページを設け、港湾局「廃棄物等の埋立処分計画」webサイトのリンクを添付するとともに、処分場の延命を図るため3Rの取組の重要性について啓発文を掲載した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (114)	財団法人 東京都環 境整備公 社の事業 の見直し について	<p>公社は、一般廃棄物・産業廃棄物の収集を初め、都の環境施策に関連する業務を行っている。廃棄物の収集をしていることによる情報収集やノウハウが、災害や緊急時における迅速な対応や廃棄物業界の動向把握、産業廃棄物処理業者の第三者評価などに役立つということである。</p> <p>しかし、廃棄物関連の情報収集等の目的は、より少ない事業量でも達成可能と考えられるため、廃棄物の収集運搬業務について、更なる縮小をされたい。</p>	<p>公社内部に「収集運搬事業あり方検討会」を設置し、事業のあり方及び関係者（協力会社）との調整方法等を検討した。（平成24年5月、7月、8月）</p> <p>協力会社4社と、平成25年度以降の事業運営方法について定期的な協議会を開催した。</p> <p>（協議会開催状況：平成24年10月（2回）、11月、12月）</p> <p>平成25年3月開催の経営会議において、収集運搬事業については平成25年度末をもって民間事業者へ事業を引き継ぐ方針を決定し、同年7月31日開催の第2回理事会にて、25年度末をもって事業終了することを決定した。</p> <p>平成26年3月末日に事業を終了し、今後、収集車両の処分等、事業終了後の残務処理を実施する予定。</p>	改善済
意見	2-2 (117)	城南島エ コプラント 事業につ いて	<p>城南島エコプラント事業について、中央防波堤外側埋立処分場の延命化という当初の主目的が失われ、また、当初の事業目的から乖離してきている。今後も公社が損失を負担してまで事業を遂行することが妥当かどうか検討する必要がある。</p> <p>なお、城南島エコプラントの敷地は都から賃借している借地であるが、解体調査費、施設解体に備えた特定預金は有しているものの土壌処理費用に備えた特定預金は有していない。こうした点も踏まえて、都との協議の実施が望まれる。</p>	<p>平成24年度第1回理事会にて、平成24年度末をもって事業終了することを決定し、平成24年6月、10月、平成25年2月に排出事業者あてに事業終了を通知し、同年3月末日に営業を終了した。</p> <p>借地の返還にあたり、都との協議の結果、施設の有効活用を基本方針として、「ピット清掃業務（平成25年4～5月）」、「土壌汚染状況調査（同年6～7月）」等の残務処理を実施した。</p> <p>なお、平成25年6～7月に実施した土壌汚染状況の本格調査においては、ベンゼン、ふっ素等による基準超過の汚染状況を確認した。調査結果については報告書として取りまとめ、都に提出した。</p> <p>城南島エコプラント施設の有効活用の観点から東京都と共同で土地と建物を一体的に売却することを平成25年11月26日開催の第2回理事会にて決定し、同年12月11日に入札要項を公表した。</p> <p>平成26年2月に実施した入札により、落札事業者と売買契約を締結し、同年3月12日に所有権の移転を完了した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (120)	公社が都との間で契約した事業の運営及び予算の管理について	<p>地球温暖化防止活動支援事業のほとんどは都からの特命随意契約での受託であり、多額の余剰が公社に生じているが、公社の予算管理上は、利益がどの業務から生じているのかは把握できていない。公社は、地球温暖化防止活動支援事業でまとまっている予算管理の単位をより詳細な業務に分割し、ひいては主要な契約について採算管理も可能とすることが望ましい。</p> <p>なお、都は、監理団体を指導監督する立場から、合理的かつ効果的な財政運営が確保されるよう促すとともに、公社が公益目的事業について収支バランスのとれた事業運営が実施できるよう指導されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「受託積算基準」を策定した。(平成24年2月) 2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成24年4月) 3 地球温暖化防止活動支援事業については、都から受託の4事業と区市から受託の1事業の計5事業に分割し、予算管理を実施した。(平成25年3月) <p>なお、公社全体の事業も54に分割して管理した。(平成25年3月)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 都は公社から上半期の収支報告を受けるとともに、年間収支見込についても報告を受けた。(平成24年11月)各事業の収支状況を踏まえ、より一層、合理的かつ効果的な財政運営が確保されるよう促すとともに、公社が公益目的事業について収支バランスのとれた事業運営が実施できるよう指導した。 5 平成24年度決算について、都に最終報告を行った。(平成25年6月) <p>※ 平成25年度契約における積算・見積に当たり、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)「受託積算基準」を改定した。(平成25年2月) (2)「受託積算基準(平成25年度版)」により、平成25年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成25年3月) (3)平成25年度の地球温暖化防止活動支援事業は、24年度と同様、5事業に分割し、予算管理した。なお、公社全体の事業も55に分割し、管理した。(平成26年3月) <p>※ 平成26年度契約に当たっても、25年度同様、改定した受託積算基準により、積算・見積りを行い、入札・契約を行った。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-1 (122)	中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託の見積りについて	<p>中小規模事業所における省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託の見積りには、事業者向説明会会場としてイベントホール借料160万円が含まれていた。しかし、仕様書においては都が会場を用意することとされており、実績としてもイベントホールを借りてはなかった。</p> <p>イベントホール借料160万円は公社の利益要因になったと思われる。公社は、よく仕様書を精査し、見積りの精度を上げる必要がある。</p>	<p>1 「受託積算基準」を策定した。(平成24年2月)</p> <p>2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成24年4月)</p> <p>3 現場だけでなく本社においても、積算基準及び委託仕様書に基づく積算が行われているか確認を行った。</p> <p>4 平成24年度決算について都に最終報告を行った。(平成25年6月)</p> <p>※ 平成25年度契約における積算・見積りに当たり、</p> <p>(1)「受託積算基準」を改定した。(平成25年2月)</p> <p>(2)「受託積算基準(平成25年度版)」により、平成25年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成25年3月)</p> <p>※ 平成26年度契約に当たっても、25年度同様、改定した受託積算基準により、積算・見積りを行い、入札・契約を行った。</p>	改善済
指摘	2-2 (122)	中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託の諸経費について	<p>省エネ診断員の育成事業委託契約は総価契約であるが、公社の見積り内訳の諸経費は、諸経費以外の費用合計の30%で算定されている。</p> <p>他の契約においては10%のものがあるなど、諸経費については、契約により率が変わっているが、一定の規則に統一的に従った見積りを作成する必要がある。</p>	<p>1 「受託積算基準」を策定した。(平成24年2月)</p> <p>2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成24年4月)</p> <p>3 24年度決算について、都に最終報告を行った。(平成25年6月)</p> <p>※ 平成25年度契約における積算・見積りに当たり、</p> <p>(1)「受託積算基準」を改定した。(平成25年2月)</p> <p>(2)「受託積算基準(平成25年度版)」により、平成25年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成25年3月)</p> <p>※ 平成26年度契約に当たっても、25年度同様、改定した受託積算基準により、積算・見積りを行い、入札・契約を行った。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-3 (124)	特命随意契約の選定資料の整備等について	<p>公社の神田情報センター電話受付業務に関しては、株式会社Aと特命随意契約している。特命理由について具体的な記述はなく、指名業者等選定委員会に付議・承認されているが承認に至る経緯が残されていない。</p> <p>特命随意契約を継続する際は、前年度の業務実績の個別具体的な評価(評点)等の、より踏み込んだ資料を作成し、平成23年度から設置された特定契約業者選定委員会での実質的な審議を経るとともに、その議事録を整備保存しておく必要がある。</p>	<p>1 特定契約業者選定委員会設置後は、審議内容及び承認に至る経緯について議事録を整備し、保存している。(平成23年度から)</p> <p>2 神田情報センターの電話受付業務について、平成24年度の特命随意契約にあたり、3社から参考見積を徴収し、金額の妥当性の検証を行った。(平成24年4月)</p> <p>3 公正性、透明性の確保に向けた契約方法の検討を行い、以下のような取組みを実施した。</p> <p>(1)総合評価方式の導入</p> <p>契約履行の確実性を担保しながら、特命随意契約案件を競争契約へと移行させるため、金額のみでなく、技術点を含め業者選定するための「業務委託契約に係る総合評価契約実施要綱」を制定した。この要綱に基づき、以下の案件を実施した。(平成24年11月)</p> <p>ア 平成25年度神田情報センターの電話受付業務委託(特命⇒競争)</p> <p>イ 基幹ネットワークシステム構築及び保守委託(新規)</p> <p>(2)業務委託の業績評価の実施</p> <p>特命随意契約の継続の妥当性を検証する手法として、履行状況の客観的成績評価を行う「業務委託成績評価実施要綱」を制定した。(平成24年10月)</p> <p>4 平成25年度の神田情報センターの電話受付業務は、上記の競争見積によって選定した受託会社と契約した。(平成25年4月)</p>	改善済
指摘	2-4 (126)	委託契約における管理費の算出方法の明確化と関係書類の整備について	<p>「平成22年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託」に係る精算書について管理費の算出方法が明確にされていない。</p> <p>公社は、契約金額の執行において、管理費の算出方法を明確にするるとともに、都と情報の共有化を図りながら、適正な執行と精算に努められたい。</p> <p>その経理に当たっては、他の経費と区分し、その収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、経理状況を明確にする必要がある。</p>	<p>1 「受託積算基準」を策定した。(平成24年2月)</p> <p>2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成24年4月)</p> <p>3 契約に関する会計帳簿及び関係書類を備え、適正な契約経費の精算を行った。(平成25年5月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (128)	契約に関する積算資料について	<p>ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約、粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約、清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）の3契約は、一部事務組合との特命随意契約であるが、公社の見積単価は労務費等の積み上げにより算出した見積とはなっておらず、単価の基となる積算根拠が希薄となっている。</p> <p>当該契約は、今後も長期的に継続すると見込まれるため、適切な積算資料の整備を実施されたい。</p>	<p>1 「受託積算基準」を策定した。(平成24年2月)</p> <p>2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成24年4月)</p> <p>3 なお、値引きした場合には、単価を明確にする形で積算資料を修正した。</p> <p>4 落札金額に応じた適切な予算執行管理を実施した。</p> <p>※ 平成25年度契約における積算・見積りに当たり、</p> <p>(1)「受託積算基準」を改定した。(平成25年2月)</p> <p>(2)「受託積算基準(平成25年度版)」により、平成25年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。(平成25年3月)</p> <p>※ 平成26年度契約に当たっても、25年度同様、改定した受託積算基準により、積算・見積りを行い、入札・契約を行った。</p>	改善済
意見	2-5 (129)	契約における火災保険について	<p>不燃ごみ処理センター運転管理業務委託では、業務の性質上火災が発生する可能性が高いため、一部事務組合との仕様書において火災保険の取決めがあるが、ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約、粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約においても火災発生リスクに備えて一部事務組合と責任範囲等について取決めをされたい。</p>	<p>1 平成24年度契約分について、火災等発生時の責任範囲を取り決めた覚書を委託元と締結した。(平成24年11月)</p> <p>2 平成25年度契約については、覚書と同じ内容を委託仕様書へ含め、契約を締結した。(平成25年4月)</p> <p>【対象となる契約】</p> <p>(1)ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約</p> <p>(2)粗大ごみ処理施設技術管理業務委託契約(「粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約」の名称変更)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (129)	契約ごとの 予算、 原価管理 について	<p>清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）、粗大ごみ等破砕済ごみの積込・運搬等業務委託契約、破砕ごみ処理施設焼却残灰等輸送作業契約、粗大ごみ破砕処理施設一時保管に係る管理復旧等業務契約は、一部事務組合との特命随意契約であるが、それぞれほかの類似業務の契約と一括して予算が設定されている。</p> <p>今後も長期的に継続すると見込まれるものであるため、契約に対応した予算、原価管理を実施し、より効率的な業務運営を実施することが望まれる。</p>	<p>1 「分析測定事業」の業務単位を一部事務組合との契約（清掃工場等水系プラント管理委託契約）と他の民間事業者契約とで更に二つに分割し、平成24年度予算から、主要な契約毎の予算管理を実施した。（平成25年3月）</p> <p>2 「中防内側諸事業」の業務単位を一部事務組合との契約（粗大ごみ等破砕済ごみの積込・運搬等業務委託契約、破砕ごみ処理施設焼却残灰等輸送作業契約、粗大ごみ破砕処理施設一時保管に係る管理復旧等業務契約）等七つに分割し、平成24年度予算から、主要な契約毎の予算管理を実施した。（平成25年3月）</p> <p>なお、公社全体の事業も54に分割して管理した。（平成25年3月）</p> <p>3 平成24年度決算について、都に最終報告を行った。（平成25年6月）</p> <p>4 平成25年度においては、24年度と同様、「分析測定事業」を二つに分割し、「中防内側諸事業」を七つに分割し予算管理を実施した。</p> <p>なお、公社全体の事業については、55に分割し管理した。（平成26年3月）</p>	改善済
意見	2-7 (130)	清掃工場 計器保 全事 業につ いて	<p>清掃工場計器保全事業について、一部事務組合から受託している事業であるが約20%の利益率となっている。今後も長期的に継続すると見込まれるため、安定的な事業執行を確保した上で今後も契約金額の低減に向けた努力をすることが適当と考える。</p> <p>清掃工場の環境測定機器の保守点検業務の点検単価について、利益率が過度に大きくなるよう、実態に応じた見直しを検討されたい。</p>	<p>1 「受託積算基準」を策定した。（平成24年2月）</p> <p>2 「受託積算基準」により、平成24年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。（平成24年4月）</p> <p>3 平成24年度決算について、都に最終報告を行った。（平成25年6月）</p> <p>※ 平成25年度契約における積算・見積に当たり、</p> <p>(1) 「受託積算基準」を改定した。（平成25年2月）</p> <p>(2) 「受託積算基準（平成25年度版）」により、平成25年度契約における積算・見積りを行い、入札・契約を行った。（平成25年3月）</p> <p>※ 平成26年度契約に当たっても、25年度同様、改定した受託積算基準により、積算・見積りを行い、入札・契約を行った。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-8 (132)	公社の決算書について	<p>平成22年度の正味財産増減計算書総括表について、収益は事業収益と受託収益とに分かれているが、事業費は地球温暖化活動事業費など七つの事業別の科目となっており、収益と費用の関係が分かりにくい。</p> <p>正味財産増減計算書について、収益と費用の対応関係が分かりやすい決算書を作成されたい。</p>	<p>1 平成24年度収支予算書では、定款第4条に規定している事業の種類ごとに、収益と費用の対応関係が把握できるよう表示している。(平成24年3月)</p> <p>2 事業の種類ごとに予算管理し、上半期の執行状況を踏まえて決算見込を作成した。(平成24年11月、25年3月)</p> <p>3 平成24年度の会計決算書において、定款第4条に規定している事業の種類ごとに、収益と費用の対応状況を把握できるよう表示した。(平成25年6月)</p>	改善済
意見	2-9 (134)	経営改善対策積立金について	<p>公社は中・長期的に公社の安定した経営を推進する観点から、経営改善対策積立金を新たに設置、積立てをしている。使用目的は、①財政調整基金、②新たに事業を開始するために必要な資金、③一時的に大規模な設備・建物調達などの必要な資金、となっているがいずれも具体的な計画はない。</p> <p>公社の経営改善対策積立金については、事業に使用する計画を具体的に立て、適切に使用するようになされたい。</p>	<p>1 平成24年4月に城南島エコプラント事業の方針を「平成24年度末をもって事業終了する。」と決定した。</p> <p>2 この方針に基づき、事業終了後、施設の解体等の経費が必要となることから、積立金は原則としてこれらの経費に使用する計画を、平成25年3月28日に開催した理事会において決議し、明確化を図った。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-10 (139)	出向契約 について	<p>神田情報センターのシステム運用に係る業務をアウトソースする際には、契約形態、執務形態、人員数等が実情に見合う内容となるよう、契約内容を最適化することが必要である。</p> <p>これに加え、運用業務の作業項目の内容及び特性を把握した上で、各作業項目に求めるサービスレベルを見極めながら、公社内要員とアウトソース要員を適切に使い分けることが必要である。</p> <p>また、アウトソース先の選定では、サービスレベルとコストに見合ったアウトソース先を選定することが望ましい。</p>	<p>1 平成24年4月から出向契約を保守委託契約に改め、保守管理とシステム開発の分離を図った。</p> <p>2 システム運用マニュアル、システム設計書の整備については、平成24年7月に契約したコンサルタント会社に内容のチェック、助言を得ながら各システムの整備を実施した。</p> <p>【システム運用マニュアル】 「粗大ごみ受付収集」(平成24年11月) 「集積所管理」(平成24年11月) 「集団回収管理」(平成24年11月) 「廃棄物収集管理」(平成25年1月) 「家電リサイクル受付」(平成25年3月) 「医療廃棄物適正処理管理」(平成25年3月)</p> <p>【システム設計書】 「粗大ごみ受付収集」(平成25年1月) 「集積所管理」(平成25年3月) 「集団回収管理」(平成25年3月) 「廃棄物収集管理」(平成25年3月) 「家電リサイクル受付」(平成25年3月) 「医療廃棄物適正処理管理」(平成25年3月)</p> <p>※ 「ICタグ医療廃棄物追跡管理」は、平成24年度にシステム改修を実施し、「医療廃棄物適正処理管理」に統合した。</p> <p>3 これらの運用マニュアル及びシステム設計書をもとに、5社による競争見積を実施し、受託事業者を決定した。(平成25年3月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-11 (140)	委託契約 について	<p>神田情報センターのシステム開発に係る委託契約において、委託先の業務履行状況に係る詳細な管理・分析が行われていない。</p> <p>実際に要した開発工数や作業状況等、委託先の業務履行状況を適時にモニタリングし、見積工数と実績工数に大きく乖離があれば、その原因について委託先に説明を求めることが必要である。</p> <p>また、将来的にシステム開発を外部委託する際、委託先から提示された契約金額の精査を的確に行い、価格交渉力を向上させるように取組むことが望ましい。</p>	<p>1 平成24年6月に「積算の手引き」に「情報処理機器に係る委託業務積算基準」を整備した。</p> <p>2 新たなシステム開発の案件については、上記1の積算基準に基づき設計・積算し複数社の競争見積による契約を実施した。(平成24年11月)</p> <p>※ 平成24年度システム開発競争契約案件 (1)「医療廃棄物適正事業バーコードシステム等の開発」競争5社 (2)「基幹ネットワークシステムの構築・保守業務委託」競争5社(総合評価方式)</p> <p>※ 平成25年度システム関連競争契約案件 (1)「クライアントPCの賃貸借」競争10社</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-5 (141)	保守と運用の職務分離について	<p>神田情報センターにおける保守・運用業務は職務分離が実現されていない。さらに、同一端末で作業が行われていることに加え、端末の利用状況を第三者が目視することが困難となっている。</p> <p>このような内部統制の脆弱性に対して、モニタリング機能の強化など改善策を講じる必要がある。</p> <p>具体的な例として①本番環境のアクセスログと事前に通知された作業予定の整合性を第三者が検証する、②本番環境の更新作業ができる端末を独立させ、常に管理者又は第三者が端末の利用状況をモニタリングできる環境に配置する等が考えられる。</p> <p>さらに端末へのアクセスキーを管理者が管理し、必要な時に貸出しを行うようにすると、より効果的である。</p>	<p>1 コンサルタント会社の提案、助言を得て、保守環境を隣接する賃貸ビルに移設し、運用環境と物理的に分離した。(平成25年3月)</p> <p>2 コンサルからの助言を踏まえ、利用状況の把握等効果的なモニタリング方法として、以下の仕組みを導入した。(平成25年7月)</p> <p>(1) 保守運用端末の利用状況を把握するため、新たにログ収集サーバ(アクセスログ・PC操作ログ)を設置した。</p> <p>(2) さらに、保守運用端末の操作に対しては、USBキーによる使用制限を設け、管理者による許可制とした。</p> <p>(3) 上記の仕組みを運用マニュアルに反映し、公社管理者によって、作業報告書やログの検証等を定期的に行う体制を整備した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-6 (142)	システム 運用マ ニュアル について	<p>神田情報センターでは、本来はシステム構築段階で作成されるべきシステム運用マニュアルが整備されていない。そのため、不測の事態が発生した場合には、システムサービスの停止等、神田情報センターの事業継続性にも大きく影響を及ぼし兼ねない。</p> <p>緊急時を含む、システムの運用業務として行うべき事項、具体的な作業手順及び指標、作業記録の様式、運用フロー等を整理し、システム運用マニュアルとして文書化することが必要である。</p>	<p>1 平成24年4月から出向契約を保守委託契約に改め、保守管理とシステム開発の分離を図った。</p> <p>2 システム運用マニュアル、システム設計書の整備については、平成24年7月に契約したコンサルタント会社に内容のチェック、助言を得ながら各システムの整備を実施した。</p> <p>【システム運用マニュアル】 「粗大ごみ受付収集」(平成24年11月) 「集積所管理」(平成24年11月) 「集団回収管理」(平成24年11月) 「廃棄物収集管理」(平成25年1月) 「家電リサイクル受付」(平成25年3月) 「医療廃棄物適正処理管理」(平成25年3月)</p> <p>【システム設計書】 「粗大ごみ受付収集」(平成25年1月) 「集積所管理」(平成25年3月) 「集団回収管理」(平成25年3月) 「廃棄物収集管理」(平成25年3月) 「家電リサイクル受付」(平成25年3月) 「医療廃棄物適正処理管理」(平成25年3月)</p> <p>※ 「ICタグ医療廃棄物追跡管理」は、平成24年度にシステム改修を実施し、「医療廃棄物適正処理管理」に統合した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-12 (143)	バックアップの外部保管について	<p>神田情報センターのシステムに係るバックアップは一部を除いて外部保管されていない。室内保管は、火災等のサーバ室自体に影響を及ぼす不測の事態に対しては有効とはいえない。さらに、センターに構築されているシステムには設計書などの文書が存在しないため、システムの再現性が極めて低く、不測の事態によってサーバ室が損害を受けた場合は、センターの事業継続性に大きな影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>現状のサーバ室内でのバックアップ保管に加え、一定のサイクルでデータ及びアプリケーションのバックアップを外部保管することが望ましい。</p>	<p>1 システム設計書を整備していることを踏まえ、バックアップの内容については、神田情報センターのデータベース上で管理している全事業のアプリケーション及びデータとした。(平成25年3月)</p> <p>2 バックアップの方法については、週1回コンパクトハードディスクにフルバックアップし、警備輸送会社の保管庫に保管することを運用マニュアルに規定し、平成25年3月より運用を開始した。</p>	改善済
指摘	2-7 (145)	委託契約書における権利帰属条項について	<p>システム開発を外部委託する際に、委託契約書に権利帰属条項が明記されていないため、著作権の帰属先が不明瞭となっている。</p> <p>システム開発に係る委託契約を締結する際には、システム稼働後の保守・運用体制にも十分配慮しつつ、著作権を含む知的財産権の取扱いについて委託先と十分協議し、合意内容を契約書に明記することが必要である。</p>	<p>1 平成23年度からシステム開発する際の委託契約書に権利帰属先を明記している。</p> <p>2 既存システムの中で権利の帰属先が契約書に明記されていないシステムのうち、更新する「家電リサイクル受付」、「医療廃棄物適正処理管理」及び「ICタグ医療廃棄物追跡管理」については、委託仕様書に権利の帰属条項を明記した。(平成24年10月完了)</p> <p>3 権利の帰属が明記されていなかった「集団回収管理」と「廃棄物収集管理」については、システム供給会社と協議を行い、権利の帰属条項を別途覚書に明記し、締結することで明確化を図った。(平成25年1月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-8 (147)	委託契約書における納入物の記載について	<p>システム開発に係る委託契約を締結する際には、委託契約に基づき作成されるべき納入物及び諸条件（納入時期、納入場所）について十分検討することが必要である。</p> <p>さらに、委託契約書には、公社及び委託先が合意した納入物及び諸条件（納入時期、納入場所）について明記し、委託先に成果物を納入させることが必要である。</p>	<p>システム開発に係る委託契約の納入物については、平成24年4月から契約書に記載し、明確化を図った。</p>	改善済
意見	2-13 (149)	組織全体に向けた情報システム関連基準の策定について	<p>公社における情報資産の管理は、各事務所、各部署が主体となって行われている。</p> <p>公社全体における情報システム関連規程を基に、事務所や部署の実態に則した運用管理を図ることが望まれるが、事務所や部署の職員に対する当該規程の周知が徹底されず、結果、規程を逸脱する事務所及び職員が散見された。</p> <p>当該規程は公社グループウェア上に公開されているが、規程の存在や公開場所等、改めて周知徹底に努められたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報セキュリティ研修を管理職向けに実施した。（平成24年5月） 2 また、一般職員向けの研修を実施した。（平成24年6月） 3 基幹ネットワークシステム構築（平成24年5月～25年2月） <p>委託事業者の選定に当たり、公平性・透明性を確保するための契約方法の検討を行った結果、総合評価方法による選定とした。実施要綱を平成24年9月に策定し、システム構築業者を決定した。（同年11月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 基幹ネットワークシステム導入前研修及び運用を開始した。（平成25年3月） 5 情報セキュリティ研修を全職員を対象に実施した。（平成26年2月～3月） 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-14 (150)	情報資産 の管理に ついて	<p>情報資産台帳をもとに部署ごとに実際の機器を確認したところ、情報資産台帳における記載上の不備が判明した。</p> <p>情報資産台帳による情報資産の管理は、個人情報保護を目的としたコンプライアンスへの対応のみならず、組織全体における情報資産への重複投資を防止し、情報システムに対するコストを適正化するための有効な手段ともなるため、情報資産の管理に関する基準の見直しを含め検討されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報資産管理台帳の様式を改め、各事業所の資産台帳を作成した。(平成24年5月) 2 基幹ネットワークシステムの構築に合わせ、各事業所のPCやプリンター等の情報資産を一元的に把握できるシステムを導入した。(平成25年2月) 3 PCの型番及び使用者並びに数量等、情報資産管理台帳を元にした保有状況の調査を行い、情報資産台帳を更新した。(平成25年3月) 4 PCレイアウト図の作成を新たに実施するとともに、PCの保有状況の調査を行い、情報資産台帳を更新した。(平成25年7月) 5 職員用PCの更改に伴い、情報資産台帳を更新した。(平成26年2月) 	改善済
指摘	2-9 (152)	オペレー ティング システム のアクセ ス制御に ついて	<p>公社では、神田情報センターを除いた事務所では、PCのセキュリティ設定を利用者個人に委ねており、オペレーティングシステムにIDとパスワードの設定がなされていないPCが散見された。</p> <p>IDとパスワードの設定について、情報システムの利用者に対する要求事項の遵守はもとより、情報システムの管理者が情報システム上でパスワードの要件を設定することで、利用者がその要件を逸脱できぬよう十分に管理されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報資産管理台帳の様式を改め、各事業所の資産台帳を作成した。(平成24年5月) 2 1の情報資産管理台帳を元に、全てのPCを対象にID・パスワードを再設定した。(平成24年6月) 3 基幹ネットワークシステムの構築に当たり、定期的にパスワード変更しなければログインできないような仕組みを導入した。(平成25年2月) 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-10 (154)	無線LANについて	<p>無線LANは情報の暗号化対策等をしっかりと行わずに利用すれば、情報セキュリティ上のリスクが高まる。</p> <p>業務の特性上、やむを得ず使用するような場合でも、情報の暗号化対策や運用上の基準をしっかりと定めた上で使用することが望まれる。</p> <p>公社では一部の事務所で無線LANを使用していたが、頻繁に移動を伴うような業務上の必要性を認めることはできなかった。</p> <p>よって無線LANは廃止する方向で、ネットワーク構成のあり方を再考されたい。</p>	<p>1 使用していた無線LAN2台は既に撤去した。(平成23年11月)</p> <p>2 無線LANの使用禁止について、公社の情報管理基準を改正した。(平成24年3月)</p>	改善済
意見	2-15 (156)	公社における全社的なリスク管理の取組について	<p>公社は、都の監理団体として、都及び区市町村などの環境施策に協力して、廃棄物処理などの環境の保全に重要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>そのため、様々なリスクを識別・評価し、リスクに優先順位を付けてリソース配分するとともに、リスクへの対応状況を継続的にモニタリングして見直していく仕組みを構築されたい。</p> <p>具体的には、全社的なリスク管理に関する規程の整備、リスクへの対応計画の策定、リスク対応計画の実施状況に関する内部監査の実施等の取組が挙げられる。</p>	<p>1 公社としての全社的なリスク管理体制を整備するに当たり、内部統制推進委員会を開催し、下記の事項について決定した。(平成24年9月)</p> <p>(1)内部統制に関する基本方針</p> <p>(2)公益財団法人東京都環境公社 役職員行動規範</p> <p>(3)内部統制規程</p> <p>(4)内部統制推進委員会運営要綱</p> <p>2 また、12月までに地震等の非常時を想定した危機管理マニュアル、事業継続計画を優先的に策定し、その他についても、全社的なリスクの洗い出し作業を行い、内部統制基本計画を策定した。(平成25年3月)</p> <p>3 内部統制基本計画に基づき、公社内部統制の運用を開始した。(平成25年度)</p> <p>4 内部統制基本計画の進捗状況等について、内部監査を実施した。(平成25年12月)</p> <p>5 全社的なリスクの洗い出し作業を行い、平成26年度の内部統制基本計画を策定した。(平成26年3月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-16 (158)	公社における危機管理の取組について	<p>公社においては、危機管理に関する規程としてBCPや危機管理マニュアルは策定されていない。</p> <p>公社は、環境局と密に連携を取りながら公社全体としての災害発生時のBCPや危機管理マニュアルを早急に策定するとともに、直ちに対応できる対策として災害発生時の通信手段や非常食・毛布等の備蓄の確保、地震など火災以外の災害を想定した防災訓練の実施を検討されたい。</p>	<p>1 公社における危機管理に関する基本的な方針を平成24年4月に方針を定め、運用している。</p> <p>2 非常時の通信手段 平成24年1月に各事業所に通信機器を配置した。(11台)</p> <p>3 防災訓練の実施 (1)平成24年3月に連絡訓練を実施した。 (2)地震等を想定した避難訓練については、全17施設で実施した。(平成24年6月～平成25年2月)</p> <p>4 平成24年10月には、都の業務用MCA無線機が配備され、25年1月、3月に通信訓練を実施した。</p> <p>5 非常食及び毛布等の備蓄 全事業所に平成24年9月に、非常食(3日～4日分)及び毛布等を配備した。</p> <p>6 危機管理マニュアル及び事業継続計画の策定 (1)非常における業務中断の影響、優先順位、復旧目標、ボトルネックの各業務の洗い出しを実施し、それを踏まえた素案を10月に作成した。 (2)環境局のBCP策定に合わせ、「公社事業継続計画(地震編)危機管理マニュアル(初版)」を、平成24年12月に策定した。</p> <p>7 平成25年度から訓練計画を策定し、実施した。(平成25年6月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-17 (159)	公社における就業規則の見直しについて	<p>公社における懲戒処分は、諭旨退職に該当する処分が明確に規定されていない。実態に応じて懲戒の種類を見直されたい。</p> <p>また、懲戒処分は職員による不正を予防する牽制効果としての重要な役割があるため、身内に甘い基準では牽制効果としての役割も十分に果たせなくなる恐れがある。</p> <p>都民の税金を使って公益的な事業を行う法人である公社として、より厳しい規定への見直しを検討されたい。</p>	<p>就業規則に諭旨退職処分を追加するとともに、社内諸規程に抵触する行為があった場合も懲戒処分の対象とする旨を明記し、就業規則を改正した。(平成24年4月)</p>	改善済
意見	2-18 (160)	内部通報制度の通報窓口について	<p>公社では、平成18年度に公益通報者保護要綱を策定し、公社内に公益通報窓口を設置しているが、通報の実績はない。</p> <p>一般的に、組織的に対応する前に内部告発により不正が外部に発覚するケースが多いことを考えると、内部で不正の兆候を早期に発見するための統制として内部通報制度が有効に機能するように制度の改善を検討されたい。</p>	<p>公益通報者保護要綱を改正した。(平成24年4月)</p> <p>また、公社職員がいつでも通報窓口や改正内容の把握ができるよう、WEB版規程集(ID・パスワードによるログイン)に掲載した。(同年4月)</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-19 (163)	公社における内部監査体制の強化について	<p>公社では執行部門から独立した内部監査部門は設置されていない。 内部監査体制については、内部監査マニュアルの充実を図るべきである。 人的リソースの面では、監査スキル向上のため、3年程度は継続して関与できるようなローテーションを組むとともに、教育研修を充実するなど体制を強化されたい。</p> <p>また、監査を期中と期末の2回に増やし、期中監査での指摘事項の改善状況を期末監査でフォローアップするなどの取組も効果的である。</p>	<p>【契約事務監査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務も含め、会計事務の適正な執行を図るため、会計事務監査実施要綱を制定した(平成24年6月) 2 監査の実施に当たっては、事前に監査員への研修を行い、監査員の監査能力と意識の向上に努めた。 3 監査体制は、各執行課からの職員を監査委員に加え、監査人員を2名から8名に増強し、年2回の実施に改めた。 (1回目の監査 平成24年7月実施) (2回目の監査 平成25年2月実施) 4 平成25年度においては、平成25年7月に第1回目の監査を実施した。 <p>【ISO14001内部監査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境マネジメントマニュアルに従い、監査員の所属部門の自己監査とならない体制とした。(平成23年度から) 2 内部監査チェックリストの記載例を作成した。(平成24年3月) 3 平成24年10月30日開催の環境管理運営委員会において、環境マネジメントマニュアルを改定し、監査員が3年程度は継続して関与できる体制とした。 	改善済
意見	2-20 (164)	契約事務に係るマニュアルの管理について	<p>公社では、物品等の購入に係る検収事務について、平成23年9月以前は明確な規定がなかったが、10月に契約事務規程として契約に係る手続が改定された際に、手順が明記されたため、結果的に契約事務規程と「契約事務の手引」の内容が整合している。 「契約事務の手引」の位置付けを明確にするとともに、契約事務規程の改定に合わせて適時適切に改定されたい。</p>	<p>平成23年10月に制定した契約事務規程に合わせて、具体的な処理方法を記載した「契約事務の手引き」を全面的に改定した。(平成24年3月) 更に職員に向け制度の周知徹底と意識向上を図り、適正な契約を行うことを目的とし、契約事務説明会を開催した。(平成24年5月)</p>	改善済